

ごみ処理有料化制度(案)に対する意見書の意見まとめ

| No. | 内容 | 意見 | 対応 |
|------------|--------|---|---|
| 地域のごみ処理の課題 | | | |
| 1 | 地域の課題 | 現状、自治会がステーション維持管理等ごみ処理関係作業にかけているコスト（人工、物品代）、予算が足りず行えていないコストについて、アンケートや帳簿等で情報収集・整理して公表してはどうか。 | 本市はこれまでも市民説明会の場でアンケートを実施し、ネットやボックスの調達にかかる負担額などを調査しており、今後精査した上で公表していきます。 |
| ごみ処理有料化制度 | | | |
| 2 | 有料化の対象 | ボランティア用ごみ袋を作成する必要はなく、通常の指定ごみ袋を配布すれば良いのではないかと。経費はどのくらいかかるのか。 | 都市美化ごみは、有料化の対象としないこと、また、ごみステーションに排出する際、不適正なごみと見分けるため、指定ごみ袋ではなく、ボランティア用ごみ袋での排出を考えています。なお、中核市の事例では、45Lのごみ袋を12万枚程度作成し、経費は約140万円です。 |
| 3 | 料金水準 | なぜ、小さいごみ袋の方が容量あたりの手数料が安いのか。小さいごみ袋の方が製造単価は割高であり、容量あたりの単価を同額とすれば、既に安くしていることになる。小さくしてもごみ袋を出す枚数が増えるだけで、ごみ減量の動機づけになるのか。また、小さいごみ袋を安くすることで、減量の動機づけとなるというデータはあるのか。 | ごみ袋の単価は、なるべくごみの量を減らして小さい袋で出そうとする動機づけや、金銭的負担の軽減の観点から、45Lのごみ袋50円（1Lあたり1.11円）を基準として、容量の小さいごみ袋は、1円未満の端数を切り捨て安く設定しています。既に有料化している他の中核市や周辺市町の一部でも同様な理由から、小さいごみ袋を安く設定している事例があり、必ずしも小さいごみ袋に分けて出すという行動変容は見られないとのことです。 |
| 4 | | 年間で6億弱の収支が続いていくということに記載したほうがよい。 | 制度開始後、手数料収入の使途及び経費の額を市ホームページや広報ぎふ等で公表していきます。 |
| 5 | | 現在の処理原価は、事業系1袋あたり77円という計算だが、一定数の事業系一般ごみが家庭系一般ごみとして計上されている現状を踏まえると過小である。事業ごみの有料袋ステーション排出は、市の収集運搬費が事業系ごみに使われるということであり、本来これは事業者が負担すべきもので市民が負担するものではないことを踏まえると、市の収集運搬にかかるコストも上乗せした上で処理原価を出す必要がある。より実態に即した試算を出してほしい。 | 事業系ごみの処理手数料は、少量排出事業者への配慮のほか、周辺市町よりも低く設定するとごみが持ち込まれるおそれがあること、また、平成24年度の本審議会からの答申で示された内容を考慮して、家庭系ごみと同額としたものです。なお、制度開始後、ごみ処理有料化の効果や併用施策の実施状況を本審議会等で定期的に点検評価し、必要に応じて見直しを実施していきます。 |
| 6 | 事業系ごみ | 市が収集運搬を担うにもかかわらず、周辺市町の直接持ち込み時と同じ価格設定では、妥当水準だと思われにくい。廃棄物処理法で定める処理義務を市が格安で肩代わりする理由付けとしては、現状の記載だと弱く、まだ熟慮の余地があると感じる。 | |
| 7 | | ごみ減量成果を上げた事業所に対する別途の支援を新たに行うなど、ごみ減量目的により見合った他の支援策を今後検討していくこととし、事業ごみの価格設定については改めてしかるべくタイミングで見直すこともありではないかと。継続審議事項として、ごみ収集方法（ステーションルール、戸別収集について）と併せて「事業系ごみの在り方」について検討してほしい。 | |

| | | | |
|------------------------------|---------------------|---|--|
| 8 | 事業系ごみ | <p>事業系ごみも「50kgルール」の中でごみステーションに排出されるのであれば、ごみステーションの維持管理に対する協力費としても使うべき。</p> | <p>ステーションに排出される事業系ごみの収集運搬料は市が負担していることから、事業系ごみ処理手数料は、原則としてごみ処理に係る経費に使う予定です。</p> <p>ただし、ステーションに排出される事業系ごみが一定量あることから、その割合に応じて、地域支援策に充てることも可能であると考えます。</p> |
| <p>ごみ処理有料化に伴う併用施策</p> | | | |
| 9 | | <p>自治会が協力費を様々な用途に活用できる裁量を持つことは良いことだと考える。一方で、協力費の公平性を保つためには定額交付が適していると考ええる。</p> | <p>ごみステーションの設置数や設置状況は各自治会によって異なることから、協力費の交付にあたっては、各自治会の世帯数や加入世帯数を考慮する必要があると考えます。</p> |
| 10 | | <p>協力費の使途を自治会の裁量に任せるのは、自治会に新たな負担を強いることに繋がると思う。</p> | <p>協力費の交付に係る事務手続きを簡素化するとともに、協力費の使途をメニュー化し分かりやすく提示するなど、できる限り自治会の負担にならない仕組みとします。</p> |
| 11 | 地域の ごみ処理 支援施策 | <p>自治会への協力費は、利益化しないよう、透明性を持ったものにしたほうがよい。 ステーション維持管理に対する協力費であれば、アパートや自治会未加入者のみのステーションにも支援しないと不公平ではないか。</p> | <p>協力費の交付にあたっては、定期的に監査を実施し、透明性を確保していきます。</p> <p>なお、アパートや自治会未加入者等、ステーションの設置状況は様々であることから、市全域で実態調査を行い、設置基準や利用方法などをルール化する中で、ごみステーションの適正な管理と利用を図ります。</p> |
| 12 | | <p>自治会加入世帯を対象に有料指定ごみ袋を配布している諫早市で、制度実施後に新たな課題が出て来ているのか。</p> | <p>諫早市は平成6年度に制度を開始し、現在は自治会加入促進を目的に有料指定ごみ袋を配布していますが、制度が定着しており、自治会加入世帯と未加入世帯の間で特にトラブルはないとのこと。</p> |
| 13 | | <p>若い人と年配の方、年齢によって考え方が違う。自治会のあり方が変わっていることを念頭に考えないといけない。 若い人は、ごみ袋を配っても自治会に入ろうとはならない。自治会とごみ問題は別に考えた方がよい。</p> | <p>有料化制度は、ごみの減量・資源化の促進を目的としており、その併用施策として地域支援を実施することにより、安定的なごみ処理体制の維持を図るものです。なお、地域支援策を実施することにより、多くの方が自治会等の地域活動に目を向け、自治会への加入を促すきっかけになればと考えます。</p> |
| 14 | ステーション 管理 | <p>ステーション排出方式・戸別収集方式それぞれに統一した場合の収集運搬費の試算を出したうえで、市として財政面等を考慮した結果、自治会への補助を行いつつステーション方式をとることに至った経緯が示されていると、透明性が向上し、市民の理解をさらに得やすくなると思う。</p> | <p>本市のごみステーションは約2万7千箇所と他の中核市と比較しても多く、ごみ処理に要する総経費は約53億円と年々増加しています。戸別収集の場合は更に人員や経費が必要となることから、地域支援策を実施しステーション収集を継続します。今後は、経費の試算を行うなど市民の皆様の理解を得るよう努めていきます。</p> |